

措置状況報告書

監査の名称：令和元年度 財政援助団体監査

部 局 名：都市計画部

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
<p>【財政援助団体監査】</p> <p>[実施団体名] みんなの森づくり推進協議会</p> <p>[補助金等名] みんなの森づくり推進協議会交付金</p> <p>[所管課] 公園緑地課</p> <p>ア 団体に対する事項 (ア) 補助金の精算が適正に行われていなかったもの 大分市財務規則及び大分市補助金等交付規則により、補助事業等が完了したときは、実績報告書等を提出し、概算払いをした補助金について、精算残額があるときは、戻入の手続をしなければならない。 しかしながら、平成26年度より監査対象年度までの間、概算交付された補助金の精算にあたり、余剰金の一部について精算戻入すべきところ、新年度当初に予定される事業経費に充当する事由で、次年度の繰越金として実績報告を行い、戻入の手続を行っていなかった。 早急に補助金の返還の手続をとるとともに、今後は、新年度当初に予定される事業においては補助金交付申請の迅速化等事務の見直しを行い、補助金の精算に当たっては適正な事務処理をされたい。</p> <p>イ 所管課に対する事項 (ア) 補助金の確定及び精算事務が適正に行われていないもの 大分市財務規則及び大分市補助金等交付規則により、補助事業等が完了したときは、実績報告書等を精査のうえ補助金額を確定し、概算払いをした補助金について、精算残額があるときは、戻入の手続をしなければならない。</p>	<p>令和元年9月に、市からの通知を受け、不足の返還金について戻入手続きを行いました。今後は規則に従い適正な事務処理に努めてまいります。</p> <p>令和元年9月に、不足の返還金について通知をし、戻入手続きを行いました。今後は規則に従い適正な事務処理に努めてまいります。</p>	

しかしながら、平成 26 年度より監査対象年度までの間、概算交付した補助金の精算にあたり、余剰金の一部について精算戻入すべきところ、次年度の繰越金を含め補助金を確定しており、繰越金の一部について補助金が過払いの状況となっていた。

早急に補助金の返還の手続きをとるとともに、今後は団体の実績報告書及び収支決算書等を精査し、補助金の確定及び精算に当たっては適正な事務処理をされたい。